

「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」 における裁判管轄権規定 (2・完)

—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—

安藤 貴世

Takayo ANDO. The Jurisdictional Provision in “the Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons” —A Study of the Drafting Process Regarding the Treatment of the Provision of the Absolute Universal Jurisdiction—. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 2. February 2013. pp. 7 – 14.

The Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons (1973) provides the jurisdiction with dual structure, the same as the Hague Convention for the Suppression of the Unlawful Seizure of Aircraft (1970), which establishes the primary compulsory jurisdiction of the States that have the direct concern to the offense and the subsidiary jurisdiction of the State in whose territory the alleged offender was found. However, the draft convention prepared by the International Law Commission (ILC) included the jurisdictional provision which obliges all the Member States to establish their jurisdictions over the offense, which means “the absolute universal jurisdiction.”

This paper aims to clarify why this ILC’s draft article was rejected and the dual jurisdiction was adopted, by examining the drafting process of jurisdictional provision recorded in primary documents of ILC and the Sixth Committee of the UN General Assembly.

The analysis found that the absolute universal jurisdiction was rejected on the basis that the State which has the jurisdiction over the offense ought to have connections with the offense, and that the offense towards the internationally protected persons was not deemed as a crime over which the absolute universal jurisdiction was required.

1. はじめに
2. 国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の概要
 - (1) 条約成立の背景と起草過程
 - (2) 条約の保護対象, 裁判管轄権規定の概要
3. 裁判管轄権規定の起草案および修正案
 - (1) ILCによる起草案 – ILC草案第2条
 - (2) 国連総会第六委員会における修正案 – 日本修正案第2A条(ここまで前号, 以下は本号に掲載)
4. ILC草案第2条, 日本修正案第2A条をめぐる各国の見解
 - (1) ILC草案第2条に反対する立場
 - ①裁判管轄権の規定方式に対する反対
 - ②犯罪行為の性質に基づく反対
 - ③属地主義の徹底に基づく反対
 - (2) ILC草案第2条を支持する立場
5. おわりに

4. ILC草案第2条, 日本修正案第2A条をめぐり各国の見解

既述のとおり、「絶対的な」普遍的管轄権を設定していたILC草案第2条に対し、それに代わるものとして、ハーグ方式に基づく二元的構造を有する裁判管轄権を規定することを提起したのが日本による修正案第2A条である。以下では、国連総会における議論に際してのILC草案第2条, 日本修正案第2A条に対する各国の見解, さらに、ILC草案が総会第28会期の議論に付されるに当たり、総会決議2926（1972年11月28日）に応じて各国、各国際機関から寄せられたILC草案に対するコメントを分析する³⁹。その上で、ILC草案が規定していた絶対的普遍的管轄権の設定が退けられ、最終的には日本修正案, 即ちハーグ方式に基づく二元的構造を有する管轄権規定が現行条約において採用されることとなった経緯を明らかにする。

起草段階における裁判管轄権規定に対する各国の見解は、大きく分けて、ILC草案第2条に反対する立場とこれを支持する立場に二分することができるが、国連総会第六委員会をはじめとする議論の場では、ILC草案が規定した絶対的普遍的管轄権は多数の国家による様々な批判に晒され、これを支持する国家はごく僅かであった。以下ではまず、ILC草案第2条に反対する各国の見解を、その理由に応じ3つの立場に分けて整理・検討した上で、逆にこれを支持する立場について見ることと致したい。

(1) ILC草案第2条に反対する立場

①裁判管轄権の規定方式に対する反対

国連総会第28会期の第六委員会において大勢を占めたのは、ILC草案の裁判管轄権規定第2条に反対し、日本修正案第2A条を支持する立場であるが、これらの多くはハーグ条約と同様の管轄権が規定されているか否かという点をその判断基準とするものである。

例えば、共同修正案の提案国に加わったフィリピンは、締約国の管轄権に関して日本修正案は特に正当化されるものであり、ハーグ条約に沿ったものであるという点で優れていると述べ⁴⁰、共同

修正案提案国のオランダも同じ立場を有している⁴¹。また、ハーグ条約の起草過程において容疑者所在国の管轄権を新たに規定し、二元的構造を有する管轄権規定を設定することを提案したスペインは⁴²、まず条約全体に関するコメントとして、一般的に受容され得る形式を設定したハーグ条約を基礎とすることが適切であるとした上で、ILC草案で提案された普遍的管轄権の形式に関しては、ハーグ条約で設定された「准普遍的管轄権」のほうがより適していると主張する。スペインの主張するところによれば、ハーグ条約をモデルとして第一次的管轄権を設定し、如何なる不処罰の可能性を排除するためにも、容疑者所在国が訴追権限を有する国家にその者を引き渡さない場合に、容疑者所在国に対し二次的・補完的な管轄権が設定されるべきなのである⁴³。同様に、ハーグ条約の規定に則った管轄権を設定すべきとの立場から、ILC草案の裁判管轄権規定に反対し、日本修正案に対する支持を表明した国としては、カナダ、ウガンダ、西独、ベルギー、ガーナ、インド、スウェーデン、レバノン、ノルウェーなど多数が挙げられる⁴⁴。

このように、多くの国家が当該条約においてハーグ方式に則った裁判管轄権を規定するべきであると主張する理由に着目すると、ILC草案が規定する絶対的普遍的管轄権と比較した場合に、国内法との関係において、より多くの国家が受容し得るハーグ方式の管轄権のほうが望ましいと指摘する見解が多く見出される。たとえばスウェーデンは、既にハーグ条約、モンリオール条約を自国の国内法に編入した国家にとって、これとは異なるアプローチを取ることは困難であり、両条約で受容された方式に従っているという理由から日本修正案第2A条を支持すると表明する⁴⁵。またイギリスは、ハーグ条約は各国代表が国内法に従って、刑事手続きと引渡しに関する技術的側面を十分に考慮して全権的な会議において起草したものであるとして、既に国際的に広く受容されているハーグ条約に一層近づけた条約を作成すれば、更に一般的な支持が得られ、関係諸国の国内法に容易に受容され得るのであり、迅速且つ広範な参加が期待されると指摘する⁴⁶。

更に、多くの国家の国内法において絶対的普遍的管轄権の受容が困難であることを主たる理由としてILC草案に懸念を表明し、日本修正案を支持する立場として、イタリアやエクアドルなどがある。イタリアは、ILC草案第2条第1項及び第3項に反映された普遍的管轄権の原則が多くの国家に重大な困難を生じさせると指摘した上で、日本修正案は違反者が処罰から逃れることを防ぐという本条約の目的の達成に必要な要素を含んでいるとしてこれを支持している⁴⁷。またエクアドルは、管轄権の基礎として普遍主義の原則を採用することが望ましいとしつつ、それは実際的な困難を伴うため、容疑者所在国がその者を引き渡さない時に管轄権の設定を可能にする補完的な管轄権を規定するほうが良いと主張する⁴⁸。更に、各国家による絶対的普遍的管轄権の受容が困難であるとの見解は国際機関からも出されており、ハーグ、モントリオール両条約を作成したICAO（国際民間航空機関）は、ハーグ条約の準備作業における経験に鑑み、諸国家はたとえ許容的な性質であっても普遍的管轄権の原則を受け入れる準備ができておらず、義務的な性質の普遍的管轄権は多くの国家の反対を引き起こし得ると指摘する。ICAOによれば、こうした理由から、ハーグ条約、モントリオール条約は特定の国家のみに管轄権を付与し、その設定を義務付けると共に、容疑者所在国が特定の国家に容疑者を引き渡さない場合には、容疑者所在国もそこに含めることとしたのであり、ハーグ、モントリオール両条約のシステムが既に広く受容されていることを考慮すると、新条約もそれと同様のものとするのが賢明なのである⁴⁹。

では、これらの国家が指摘する絶対的普遍的管轄権の設定が各国家にもたらす困難とは何を意味するのであろうか。この点は以下のイギリス等の見解から明らかとなる。イギリスは、管轄権の普遍主義原則のもとでは、違反行為と何ら関係ない国家が条約のもとで裁判管轄権を設定する義務を負うのであり、これは管轄権行使の通常原則から大きく逸脱し、各国の実行において困難や混乱を引き起こすであろうと指摘する⁵⁰。イギリスによれば、容疑者の引渡要請は違反行為と明確に関係を有する国家によりなされるべきであり、すべ

ての国家が等しく管轄権を主張する権限を有することを規定するILC草案よりも、違反行為によって直接的に影響を受けた国家が第一次的管轄権を有し、他の国は、容疑者が自国に所在し、その者の引渡しを拒否したときのみ管轄権を有するとするハーグ条約の管轄権規定の方がより望ましいので、ハーグ方式のアプローチを取る日本修正案を支持するとする⁵¹。同様に、管轄権が付与される国家と犯罪行為との間には「繋がり」が必要であると主張する立場として、オマーン、フランスなどが挙げられる⁵²。

以上から、裁判管轄権規定の起草過程における多数的立場は、各国家が受容し易い条約を作成するという念頭に、既に多くの国家による批准を得ているハーグ条約の管轄権規定に沿ったものではないとの理由からILC草案第2条に反対し、それに代わるものとしてハーグ方式に基づく日本修正案を支持するものであると言える。さらに、多くの国家がハーグ方式に基づく裁判管轄権規定を支持した背景には、管轄権が付与される国家と当該犯罪行為との間には何らかの「繋がり」が必ず必要であるという観点から、当該行為と何らの関係も有さない国家を含め「すべての」締約国に等しく管轄権を付与する絶対的普遍的管轄権は、多くの国家の国内法体系においてその受容が困難であり、ILC草案第2条の規定を維持したままでは各国による本条約の批准が望めないとの懸念が存在していたことが明らかとなった。つまりこの立場によれば、容疑者所在国は、「容疑者が自国領域内に所在する」という点を以て犯罪行為との間に繋がりを持っていると捉えられるのであり、犯罪に直接関係する国家を明確化し、そうした国家に一次的な管轄権を設定した上で、容疑者を漏れなく処罰するという条約の目的を達成するために、容疑者所在国に対しても補完的な管轄権を設定するというハーグ方式に基づく二元的構造を有する裁判管轄権が規定されるべきなのである。

②犯罪行為の性質に基づく反対

他方で、上記のような、裁判管轄権の規定方式という形式的な理由からではなく、国際的に保護される者に対する犯罪行為の性質を根拠としてILC

草案の管轄権規定に反対する立場がある。

例えばアルゼンチンは、ILC草案第2条第1項の文言（「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」）は、ILCのコメンタリーにあるように、当該犯罪を海賊や奴隷取引と同じ範疇に位置付けようとするものであり、これを削除すべきと主張する。アルゼンチンによれば、国家は通常、領域内で行われた犯罪のみならず、自国に効果を及ぼす犯罪や、民間航空機やその管轄下にある他の場所において行われた犯罪に対しても管轄権を行使するため、この文言の削除は当該犯罪の不処罰を意味するわけではなく、草案第6条の規則（「引き渡すか訴追するか」）を厳格に適用すれば、容疑者が不処罰となる事態は生じ得ないし、管轄権の競合も避けられるのである⁵³。

また、「制限的な」普遍的管轄権が設定されているハーグ条約の対象犯罪であるハイジャック行為と、外交官等に対する犯罪行為を比較した上で、後者の犯罪の性質に鑑み、ILC草案が規定する絶対的普遍的管轄権に懸念を表する見解も見出される。このうちニュージーランドは、当該犯罪を絶対的普遍的管轄権に服する犯罪と規定するILC草案第2条は、刑法の属地主義的範囲から逸脱するものであるとして、そうした逸脱が正当化されるかを考える上で、ハーグ条約と本条約との相違について検討しなければならないとする。ハイジャック犯罪は複数の国家を含んでいることから、例外的な管轄権規則が明確に必要であるのに対し、外交官に対する攻撃においては、行為者は、あるときは永久に、あるときは外交官等の解放交渉が成立するまで、攻撃が行われた領域内に留まることが多いことから、ILC草案のように、外交官等に対する犯罪に対し普遍的管轄権を設定する必要があるか、ハーグ条約にあるように、もっと制限された域外管轄権で十分かについては議論の余地があるとする⁵⁴。

また、これよりも一層ハイジャック行為との相違を明確に捉える立場としてフランスは、当該条約の違反行為そのものがそもそも国際的な性質のものではなく、またそうした犯罪の行為者が外国の領域内で発見されることは例外的であるから、

航空機ハイジャックの場合のように刑法の基本原則である属地主義の例外を規定する理由は殆どないと主張する。更に、証拠の観点からのみならず、より一般的に司法の十分な運営という観点から、ハイジャック行為の場合と比して、当該犯罪に関しては、犯罪行為地国以外の国家の裁判所は判決を基づかせるのに必要な証拠・情報をそれほど得られないのであり、普遍的管轄権の設定が保障される状況を決定するのは非常に困難であるとする⁵⁵。更にフランスは、普遍的管轄権や准普遍的管轄権の設定は例外的に重大な犯罪に対してのみ可能であり、ILC草案第2条第1項に規定されている犯罪はそれには当たらないとも主張する⁵⁶。

以上から、これらの見解は、本条約の対象犯罪の性質に着目した上で、絶対的普遍的管轄権の設定の是非について論ずる立場であると言える。つまり、容疑者の逃亡可能性の低さなどのゆえに犯罪行為の国際的な広がりが見られず、更に絶対的ないし制限的普遍的管轄権の設定が必要とされるほどの例外的な重大性も見出されないとし、当該犯罪行為の有する性質そのものを根拠として、そもそも当該犯罪は絶対的普遍的管轄権に服する犯罪とは捉えられないとの理由からILC草案第2条に反対する立場である。

③属地主義の徹底に基づく反対

ILC草案に規定された裁判管轄権に関し、少数ではあるが、管轄権の行使を専ら伝統的な管轄権行使原則である属地主義に基づかせるべきであるとの理由から、これに異議を呈する立場もある。

このうちチリは、犯罪の訴追は領域国の排他的管轄権に服すべきであり、領域国は、容疑者が自国領域内にいない場合には、その引渡しを自由に求めることができるとして、ILC草案第2条第1項、同条第3項に加え、第6条の削除も主張する⁵⁷。特に、刑法の属地主義的適用の規則に関して根本的な変化を要するILC草案第2条第1項の「当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」という文言に疑問を呈し、すべての国家の利益は自国による属地的権能の適切な行使により保護され、さらに二国間の引渡し協定により十分に補完

され得るとする⁵⁸。同様の見解としてキューバは、ILC草案第2条第1項の同文言に関し、果たして多くの国家が、本質的な刑法規定と、刑法の領域的適用に関する規則の双方に影響を与える変化を受容するかは疑問であるとする⁵⁹。モロッコは、ILC草案第2条第1項において、各締約国に対し、自国領域外で行われた犯罪を国内法のもとで違反行為とすることを義務付けている点について、これは属地主義の原則に反すると指摘する⁶⁰。

これらの見解は、管轄権行使の原則を厳密に属地主義に基づかせるべきとの立場に立ち、そこからの逸脱を認めないとする考えから、ILC草案における裁判管轄権規定に反対するものである。また、属地的管轄権に加え、属人的管轄権と保護主義に基づく管轄権を規定しているという点から、国際刑事法の基本原則を無視するものであるとして日本修正案を批判するチェコスロヴァキアの見解も、これらと同じ立場に立つものと言える⁶¹。

（2）ILC草案第2条を支持する立場

国連総会第27会期、第28会期を通し、ILC草案の裁判管轄権規定を支持した国家は非常に少数であった。このうち第27会期においてオーストラリアは、ILCが国際共同体全体の直接的な関心事である当該犯罪に対し普遍的管轄権を規定したことを、賢明な決定であると評価している⁶²。ギリシャは、ILC草案は外交官に対する攻撃に関してすべての国家が管轄権を行使する機会を正しく規定しており、外交官に対する攻撃を国際犯罪と認識し、それらに対し普遍的管轄権を設定することは真の進歩を形成すると述べている⁶³。

また、第28会期においてILC草案第2条が規定する絶対的普遍的管轄権を明確に支持したのはソ連である。ソ連によれば、国際的に保護される者に対する殺人、誘拐といった犯罪は、一国の利益の侵害と捉えられるべきではなく、それらは2又はそれ以上の国家間の関係にダメージを与え、緊張をもたらすものである。ILCの立場は、条約が対象とする犯罪の性質を考慮に入れているという点で正当化されるのであり、従って日本修正案において規定されたより制限的な管轄権よりも、ILC草案に規定された管轄権の普遍主義原則の方が望

ましいのは明らかであると主張する⁶⁴。このほか、日本修正案はILC草案の管轄権範囲を過度に制限するものであるとの理由からこれを支持しないとした国家として、ブラジル、パキスタン、ウクライナなどがある⁶⁵。

5. おわりに

本稿では、国連主導のもと作成された最初のテロ防止関連条約である国家代表等に対する犯罪防止処罰条約の起草に際し、当初ILC草案では、すべての締約国に対し等しく裁判管轄権を設定する「絶対的な」普遍的管轄権が規定されていたものの、国連総会第六委員会における議論の結果、最終的にはハーグ条約と同じく、犯罪に対する直接的関係国と容疑者所在国とに分けて裁判管轄権を設定するという二元的構造を有する管轄権規定が採用されるに至った過程に焦点を当て、一次資料の分析・検討を行った。

草案を作成したILCは、犯罪の容疑者に「逃げ場」を与えることを阻止し、それを漏れなく訴追することを条約の第一の目的として掲げ、その目的の達成のために、当該犯罪を「国際社会全体に対する犯罪」と位置付け、海賊行為などと同じ管轄権の基盤を構築することを試み、「絶対的な」普遍的管轄権を設定した。これに対し、ILC草案を検討した国連総会第六委員会で大勢を占めたのは、こうした管轄権設定方式に反対し、管轄権規定をハーグ条約と同様の構造に基づくものに戻そうとする各国の見解であった。これまでの先行研究からは、ILC草案の管轄権規定に対する様々な反対意見の概要が明確化されなかったが、国連総会第六委員会などの一次資料に基づき検証した結果、それらの反対意見は、第一に裁判管轄権の規定方式、第二に条約が対象とする当該犯罪の性質という二つの側面から絶対的普遍的管轄権の設定を否定するものであることが明らかとなった。

このうち第一の立場は、裁判管轄権が付与される国家と犯罪行為との間には何らかの「繋がり」が必ず必要であるとの観点から、すべての締約国に等しく管轄権を付与し、その設定を義務付けるというILC草案の管轄権規定方式は、多くの国家

の国内法体系上、受容が困難であるとして、これに異議を唱える立場である。起草過程において大勢を占めたこの立場は、修正案を提出した日本政府の意図と趣旨を同じくするものであり、その背景には、既に多くの批准国を有するハーグ条約の管轄権規定方式に則った裁判管轄権を設定することにより、各国の国内法体系に受容され易い、より多くの批准国を得られるような実効的な条約を作成することを重視しようとする当該条約の起草過程における各国代表の思惑が見出される。換言すれば、管轄権行使を専ら属地主義に基づかせるべきとするチリなどの立場ほど徹底したものではないものの、各国は、基本的には刑事管轄権の行使は属地主義に基づくものであるという認識を有しており、他方で容疑者の確実な訴追という条約の目的を達成するためには、そこからの逸脱が必要であるとしている。更に、各国家の国内法体系においてどこまでの逸脱が許容され得るかという点に関しては、あくまでも管轄権行使国と犯罪行為との間の「繋がり」が必ず必要であるとして、既に多くの国家による批准を得ているハーグ条約における管轄権規定を超える逸脱、即ち絶対的普遍的管轄権の設定は困難であるとの現実的な認識を各国は有していたのである。これは、ハーグ条約の起草の際に、犯罪行為に対する直接関係国と容疑者所在国に分けて裁判管轄権を設定するという、二元的構造に基づく管轄権規定を提案したスペインや、実際にハーグ条約を起草したICAOによる主張にも明確に表れている。特に「絶対的な」普遍的管轄権がたとえ許容的なものであっても依然として諸国家はそれを受け入れる準備ができていないというICAOの主張には、この時点では、条約上の管轄権規定として各国が受容し得るほどに、「絶対的な」普遍的管轄権の概念が国際社会において十分に成熟していなかったことが示されているとも言える。

これに対して第二の立場は、外交官等に対する犯罪行為は海賊行為などと同じ範疇に位置付けられるものではなく、さらに普遍的管轄権に服するほどに例外的に重大な犯罪ではないとして、こうした当該犯罪自体の性質に鑑み本条約において「絶対的な」普遍的管轄権が設定されることに疑問を

呈する立場である。更にこの立場においては、当該犯罪が、ハーグ条約が規制対象とするハイジャック行為とは異なり、裁判のための証拠・情報の収集が可能な範囲や、容疑者の逃亡可能性の低さといった点から、基本的に犯罪行為地からの広がりが見られず、犯罪行為地内において完結する可能性の高い犯罪であるとする見解も見出される。つまりハーグ条約の対象犯罪と比較した場合、当該条約の対象犯罪は、その訴追の確保において、ハーグ条約において規定された「制限的な」普遍的管轄権よりも更に管轄権の設定範囲を拡大した「絶対的な」普遍的管轄権の設定を必要とする性質を有するものとは到底捉えられないのであり、そうした点から「絶対的な」普遍的管轄権の設定に反対していると言える。また、この第二の立場も、刑事管轄権の行使が基本的には属地主義に基づくべきものであるという認識を有している点では第一の立場と共通しているが、裁判管轄権の規定方式という観点から絶対的普遍的管轄権の設定に反対する第一の立場は、訴追の確保の必要性和国内法体系における受容可能性を、属地主義からの逸脱が許容される基準として位置付けているのに対し、第二の立場は、犯罪行為の有する性質を属地主義からの逸脱が許容される基準と捉えていると言える。

以上から、絶対的普遍的管轄権の設定が実現をみなかった理由は、より多くの国家による批准を得るべく、各国の国内法体系上容易に受容される管轄権を規定することを念頭に、犯罪行為と何らの繋がりも有さない国々を含む「すべての」締約国に対し等しく管轄権を付与するというILC草案の管轄権規定方式に対する躊躇だけではなく、外交官等に対する犯罪が、そもそも「絶対的な」普遍的管轄権の設定を必要とするほどの重大性や国際性を有していないという当該行為の性質にも求められるのであり、こうした複合的な理由から、当該条約における絶対的普遍的管轄権の設定が退けられ、ハーグ方式に基づく二元的な構造を有する裁判管轄権が設定されるに至ったことが明らかとなった。

上記を踏まえ最後に、条約の保護法益とその管轄権規定の構造との関係について問題提起をする

ことと致したい。当該条約の草案を作成したILCは、国際的に保護される者に対する攻撃を国際秩序を害するものであると捉え、これを国際社会全体に対する犯罪と位置付けた。また起草過程において、ILC草案が設定した絶対的普遍的管轄権を支持する立場に立っていたソ連は、国際的に保護される者に対する攻撃は、一国の利益の侵害と捉えられるべきではなく、2又はそれ以上の国家間関係にダメージを与えるものであると指摘していた。他方で、ILC草案が提案した絶対的普遍的管轄権に異議を唱え、ハーグ方式に基づく修正案を提案した日本政府も、外交官等に対する犯罪行為が、単に外交官個人の身体・自由を侵害するのみならず、外交メカニズムないし国家間の基本的交流の円滑化という国際法益をも侵害する行為であるとしていたことは既述のとおりである。つまり、条約の起草過程において、国際的に保護される者に対する攻撃により侵害される法益、つまり当該条約により保護される法益は、外交官等の円滑な活動によって保障される一国の利益を超えた国際法益であるという点で、草案の起草者たるILCおよびその検討を行った諸国の考えは基本的に一致していたと言える。しかしながら、条約の保護法益の性質に対する認識では一致していたものの、ILCと日本政府は違反者の訴追に関しそれぞれ異なる裁判管轄権の設定を主張したのであり、結果的にはILCが提案した絶対的普遍的管轄権は退けられ、日本政府が修正案として提起したハーグ方式に基づく二元的構造を有する裁判管轄権規定が採用された。

こうした点から、条約により保護される法益と、条約の管轄権規定の構造とは必ずしも関連を有さないことが明らかとなる。つまり、条約の保護法益が特定の個別国家の法益ではなく、各国家に共通する国際的な法益という性質を有すると認識されていたとしても、そうした法益が侵害された際に、容疑者の訴追に対し全ての締約国が同じ利益を有する、即ち全ての締約国に対し等しく管轄権が付与される絶対的普遍的管轄権が設定されるべきとは必ずしも捉えられていない。日本修正案を支持した多くの国家は、締約国のうち、犯罪に対する直接的な関係国を、訴追に関し一次的な利益

を有する国家とし、容疑者所在国を訴追に関し二次的な利益を有する国家と捉えていたのであり、結果的に成立した現行条約においては、容疑者の訴追に関し各締約国が有する利益は分化しているのである。即ち、条約の管轄権規定の構造は必ずしも条約の保護法益の概念から導き出されるものとは言えず、むしろ両者は乖離しているとも捉えられるが、これは、他のテロリズム行為により侵害される法益の性質や、絶対的普遍的管轄権が設定されている海賊行為などにより侵害される法益の性質との相違といった論点にも連なるものであり、この点に関する検討は今後の課題と致したい。

³⁹ 総会決議2926は、各国、各国際機関、関連する政府間組織に対し、できる限り早くILC草案に対するコメントを提出するように求めると共に、国連総会第28会期における草案の検討を迅速にすべく、国連事務総長に対し、提出されたコメントを回覧するように求めている。

⁴⁰ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.80, 1413th meeting, para22.

⁴¹ *Ibid.*, p.78, 1412th meeting, para53.

⁴² ハーグ条約の管轄権規定の起草過程に関しては、拙稿「テロリズム防止関連条約における『引き渡すか訴追するか』原則の成立—『航空機の不法奪取の防止に関するハーグ条約』の管轄権規定の起草過程をめぐって—」『国際関係研究』第32巻第1号（2011年）参照。

⁴³ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, pp.74-75, 1412th meeting, para21.; UN General Assembly, A/9127 (28 August 1973), *Comments and Observations on the Draft Articles prepared by the International Law Commission on the Preventions and Punishment of Crimes against Diplomatic Agents and Other Internationally Protected Persons, Report of the Secretary-General* (以下UN General Assembly, A/9127), pp.43-46.

⁴⁴ カナダ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.77, 1412th meeting, para41.; ウガンダ同p.81, 1413th meeting, para25.; 西独同p.83, 1413th meeting, para53.; ベルギー同p.98, 1416th meeting, para24.; ガーナ同p.139, 1424th meeting, para68.; インド同p.140, 1424th meeting, para72.; スウェーデン同p.207, 1435th meeting, para32.; レバノンUN General Assembly, A/9127, p.31.; ノルウェー同p.38.

⁴⁵ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.207, 1435th meeting, para32. このスウェーデンによる発言を支持する立場から、イタリアは、より多くの国家が条約草案を全体として受容できるという点で日本修正案を支持するとしている。同p.207, 1435th meeting, para33.

⁴⁶ UN General Assembly, A/9127, p.58. 同様に国内法との

- 関係から日本修正案を支持する立場としてカナダは、ILC草案第2条第1項に規定された「締約国は、・・・当該行為が行われたのが自国の領域内であるか領域外であるかを問わず、自国の国内法により犯罪とする。」という文言は国内法を修正する必要を生じさせるため、ハーグ条約の文言を維持するのがよいと主張している。*Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.77, 1412th meeting, para41.
- ⁴⁷ *Ibid.*, p.98, 1416th meeting, para30.
- ⁴⁸ *Ibid.*, p.81, 1413th meeting, para32.
- ⁴⁹ UN General Assembly, A/9127, p.72. 当時、ハーグ条約は80ヶ国により署名、52ヶ国により批准されており、モントリオール条約は51ヶ国により署名、26ヶ国により批准されていた。
- ⁵⁰ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.82, 1413th meeting, para43.; 同p.140, 1424th meeting, paras70-71.
- ⁵¹ UN General Assembly, A/9127, p.58.
- ⁵² オマーンは、犯罪と管轄権を有する国家の間には何らかのリンクが必要であるとの理由から、ハーグ条約に規定された管轄権はより良い方式を提示しているとす。 *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.82, 1413th meeting, para49. またフランスは、普遍的管轄権の設定が正当化される場合を定義することは非常に困難であるとして、裁判管轄権の設定を求められる国家と犯罪行為との間に結びつきがある場合について検討するほうがより効果的であると指摘する。 同p.77, 1412th meeting, para38.; UN General Assembly, A/9127, p.21.
- ⁵³ A/C.6/SR.1308-1393, *Official Records of the General Assembly, Twenty-Seventh Session, Sixth Committee, Legal Questions, Summary Records of Meetings, 20 September-12 December 1972*, United Nations, New York, 1974 (以下, *Official Records of the General Assembly, 27th Session, Sixth Committee*), p.54, 1321st meeting, para7.; *Official Records of the General Assembly, Twenty-Seventh Session, Annexes, agenda item 85, document A/8892* (以下, UN General Assembly, A/8892), para165. アルゼンチンは、同様の理由から ILC 草案第2条第3項も不要であるとする。
- ⁵⁴ *Official Records of the General Assembly, 27th Session, Sixth Committee*, p.72, 1323rd meeting, paras33-34.
- ⁵⁵ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.77, 1412th meeting, para38.; UN General Assembly, A/9127, p.21.
- ⁵⁶ *Official Records of the General Assembly, 27th Session, Sixth Committee*, p.66, 1322nd meeting, para42.; UN General Assembly, A/8892, para165.
- ⁵⁷ *Official Records of the General Assembly, 27th Session, Sixth Committee*, pp.101-102, 1327th meeting, para35.; UN General Assembly A/8892, para137.
- ⁵⁸ *Official Records of the General Assembly, 27th Session, Sixth Committee*, p.62, 1322nd meeting, para13.; UN General Assembly A/8892, para166.
- ⁵⁹ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.74, 1412th meeting, para15.
- ⁶⁰ UN General Assembly, A/9127, pp.32-33.
- ⁶¹ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.82, 1413th meeting, para37.
- ⁶² *Official Records of the General Assembly, 27th Session, Sixth Committee*, p.46, 1319th meeting, para9.
- ⁶³ *Ibid.*, p.48, 1320th meeting, paras10-11.; UN General Assembly A/8892, para139.
- ⁶⁴ *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.140, 1424th meeting, para74. その他に ILC 草案における普遍的管轄権の設定を支持する立場としてイスラエルがある。 UN General Assembly, A/9127, p.27.
- ⁶⁵ ブラジル *Official Records of the General Assembly, 28th Session, Sixth Committee*, p.179, 1413th meeting, para7.; パキスタン同para58. ウクライナは、日本、オランダ、フィリピンによる共同修正案が ILC 草案第2条第1項の文言を削除することを提案したことに関し、条約の基本目的の1つである普遍的管轄権の原則を損なうことには同意できないと主張した。 同p.99, 1416th meeting, para39.